

茨木市立公民館運営委員会設置要綱

(設置)

第1 公民館（中央公民館を除く。以下同じ。）の行う事業の運営、その他必要な事項を処理するため、公民館に公民館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(運営委員会の職務)

第2 運営委員会は、公民館の行う各種事業について公民館長と協議調整のうえ、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 公民館の各種事業の企画運営を行うこと。
- (2) その他公民館の運営に関すること。

(組織)

第3 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、公民館区内の各種団体及び学校の代表者並びに学識経験者、その他公民館長が必要と認める者で構成する。

- 2 委員は、公民館長の推薦により茨木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第4 委員の定数は、公民館区人口に応じ別表のとおりとする。ただし、教育委員会がこの表によることができない事情があると認めるときは、この限りでない。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5 運営委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、運営委員会を代表し、運営委員会に関する事務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、無報酬とする。

(会議)

第6 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7 運営委員会の庶務は、各公民館において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から実施する。

別 表 公民館運営委員定数

| 公 民 館 区 人 口 | 定 数 |
|--------------------|-------|
| 5,000人未満 | 20人程度 |
| 5,000人以上 10,000人未満 | 25人程度 |
| 10,000人以上 | 30人程度 |

公民館区人口は、改選時の前年度の9月30日現在における人口によるものとする。